

防衛大学校名誉教授の証に関する達を次のように定める。

昭和50年11月15日

防衛大学校長 猪木正道

防衛大学校名誉教授の証に関する達

改正 昭和56年7月1日防衛大学校達第6号

平成元年4月20日防衛大学校達第8号

平成26年3月26日防衛大学校達第4号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校名誉教授及び防衛医科大学校名誉教授の称号授与に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第2号）の定めるところにより、防衛大学校名誉教授の称号を授与された者（以下「名誉教授」という。）に対して発行する防衛大学校名誉教授の証（以下「名誉教授証」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(発行者等)

第2条 名誉教授証は、防衛大学校長が発行し、その交付事務は総務課において行う。

(発行の時期)

第3条 名誉教授証の発行日は、名誉教授の称号を授与された日とする。

(様式)

第4条 名誉教授証の様式及び規格は、別紙様式第1のとおりとする。

(発行手続)

第5条 名誉教授証を発行する場合には、名誉教授証及び名誉教授証発行簿（別紙様式第2）に所要事項を記載し、契印して証明を行う。

(使用の心得)

第6条 名誉教授証は、他人に貸与し又は譲渡しないものとする。

(き損・亡失の届出)

第7条 名誉教授証をき損又は汚損した場合には、旧名誉教授証を添えて届け出るものとする。

2 名誉教授証を亡失した場合には、その旨届け出るものとする。

(再交付)

第8条 前条の規定による届け出のあつた場合には、第5条の規定に準じて名誉教授証を速やかに再交付する。

(記録)

第9条 名誉教授証の交付等については、名誉教授証発行簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

1 この達は、昭和50年11月15日から施行する。

2 この達の施行前に名誉教授の称号を授与された者については、この達の施行の日付をもつて、名誉教授証を発行する。

附 則 (昭和56年7月1日防衛大学校達第6号)

1 この達は、昭和56年7月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙は、当分の間使用することができる。

附 則 (平成元年4月20日防衛大学校達第8号)

1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。

2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則 (平成26年3月28日防衛大学校達第4号)

この達は、平成26年3月28日から施行する。

別紙様式第1（第4条関係）

（表）

（裏）

第	号	防衛大学校名誉教授の証 IDENTIFICATION CARD
		授与番号第 号
		氏 名
写 真		(NAME)
		(DATE OF BIRTH)
上記の者は防衛大学校名誉教授であることを証明する。		
This is to certify that the above person is an emeritus professor of National Defense Academy		
年 月 日		防 衛 省 防 衛 大 学 校 長 President, National Defense Academy, Ministry of Defense

（注 意）

- 1 名誉教授証は他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 2 名誉教授証をき損又は亡失したときは、防衛大学校総務部総務課に届出ること。

- 備考：1 名誉教授証の材質は合成樹脂とする。
- 2 名誉教授証の写真は、正面向き、脱帽、上半身像とする。

別紙様式第1（第5条関係）

防衛大学校名誉教授証発行簿

発行年月日	名誉教授証 発行番号	授与番号	住 所	氏 名	生年 月日	退 職 年月日	備 考

備考：備考欄には整理上必要な事項を記入する。